

タイにおける海外マーケティング拠点の運営業務  
委託先の公募について（企画競争公告）

2015年4月3日  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 宮本聰

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、タイにおける販路拡大のために、バンコクにマーケティング拠点を置き、日本産農林水産物・食品のマーケティングのための試験販売、プロモーション、出品商品のモニタリング等を行い、本結果概要を出品企業に共有する「海外マーケティング拠点事業（タイ）」を実施します。

このたび、同事業における運営業務につき、委託先を公募にて選定します。ご関心のある方は、下記内容をご確認のうえ、ご応募願います。

なお、本事業は2015年度国会における2015年度予算の成立後、農林水産省からの交付決定をもって実施するため、国会における審議の結果等により今後事業内容に変更が生じることがあります。

記

1. 委託内容

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 案件名     | タイにおける海外マーケティング拠点の運営業務 |
| (2) 案件の仕様等  | 企画競争説明書による。            |
| (3) 契約期間    | 契約締結日から2016年3月31日（木）   |
| (4) 業務委託限度額 | 15,000,000円（税込）        |

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める、競争参加資格者名簿に記載された者であり、平成25・26・27年度の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。また、全省庁統一資格をもって応募に参加し採択者となった場合は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとする。
- (3) 上記2. (2) の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。

申請期限：2015年4月17日（金）17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記8. に記載のとおり。

審査結果：2015年4月20日（月）17時00分までに同デスクより連絡する。

- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本委託業務の目的の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員を有していること。

### 3. 応募書の提出場所等

- (1) 応募書類の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 農林水産・食品部農林水産・食品課 担当 石井、清水

TEL : 03-3582-4966 FAX : 03-3582-7378

- (2) 企画競争説明書の交付場所 本公告の日から上記3. (1) 及び企画競争説明会場にて交付。

- (3) 企画競争説明会の日時及び場所

2015年4月10日（金） 16時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 7G会議室（7階）

- (4) 質問の受付

① 質問の受付方法：Eメール [afa\\_mission@jetro.go.jp](mailto:afa_mission@jetro.go.jp)

② 質問の受付期間：2015年4月10日（金）から2015年4月16日（木）17時00分まで

③ 質問の回答方法：Eメール（企画競争説明書を受領した者全員に回答する）

④ 質問の回答期限：2015年4月20日（月）17時00分まで

- (5) 応募書類の受領期限

2015年4月24日（金） 17時00分

※上記3. (1) の宛先まで持参または郵送すること

※郵送の場合は書留郵便に限る

※FAXやE-mail等での提出は受け付けない

※提出書類は返却しない

### 4. 契約形態

- (1) 契約

ジェトロと委託先が業務委託契約書を締結する。

- (2) 支払い方法

契約締結日以降、月末までにジェトロが請求書を受け取った場合、その翌月25日前後の営業日に契約金額の2分の1相当を支払う。残額は業務終了後、委託先が業務完了報告書を提出し、ジェトロが業務の完了を確認したのち、請求書の受け取りをもって支払う。ジェトロは、契約締結日よりも前に発生した本事業に係る経費は負担しない。

### 5. 応募書類

応募者は上記の受領期限までに、企画競争説明書に基づき、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 提案書 8部

- (2) 支出計画書 8部
- (3) 競争参加資格を有することを証明する書類の写し（申請中の場合は申請書の写し）、又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し 8部

## 6. 選定方法および選考基準

### (1) 選定方法

提出された応募書類をもとに、「2. 応募資格」を満たしているかを審査する。応募資格を満たしている者の提案書、支出計画書に基づき、選定基準にしたがって、外部審査委員を含む複数名が審査する。書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェトロから連絡することがある。

### (2) 選定基準

体制、実績、企画内容、工程管理、支出計画について総合的に評価する。評価基準書は、企画競争説明書にて提示。

### (3) 選定結果の通知・公表

- ① 2015年5月上旬を目処に採択者（1者）を選定し、ジェトロから全応募者宛に選定結果通知書を送付するとともに、ジェトロ・ウェブサイトに告示する。ただし、審査の状況等により全体のスケジュールが多少前後することがある。なお、選定理由等の問い合わせには一切応じない。
- ② 採択後、採択者とジェトロで打ち合わせを実施すると共にジェトロにて支出計画書の精査を行い、契約締結準備を行うが、採択は契約を保証するものではない点に留意すること。

## 7. 個人情報の取り扱い

この企画競争に関して書類に記入された個人情報は、業務委託先選定のために利用する。

## 8. 競争参加資格に関する問い合わせ先

競争参加資格の申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイトを参照のこと。

<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

【お問い合わせ先】日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

（オフィスサプライセンター内）

TEL：03-3582-4955 FAX：03-3505-6579 E-mail：[touroku@jetro.go.jp](mailto:touroku@jetro.go.jp)

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高  
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）